(3) A-FIVE 法に基づく出資案件等の状況

(要旨)

ア A-FIVE の支援対象等

A-FIVE の支援対象は、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた、i)農林漁業者を主たる出資者として、加工・流通等のノウハウ等を有するパートナー企業が資本参画した6次産業化を行う合弁事業体、又はii)農林漁業を行う法人であって、自ら6次産業化の取組を行う者(以下、これらの者を総称して「支援対象事業者」という。)等(注)となっている。

(注) A-FIVE の行う支援としては、6 次産業化の取組に対する支援のほか、農業競争力強化支援法(平成 29 年法律第 35 号)に基づく事業再編等の取組に対する支援や、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく食品流通事業者等の食品流通の合理化の取組に対する支援もある。

イ 出資件数及び出資額の状況

農林漁業成長産業化ファンド制度に基づく A-FIVE 及びサブファンドによる 出資の状況は、平成 29 年度末時点で総出資件数 127 件、総出資額約 114 億円と なっており、年度ごとの状況は、以下のとおりである。

- ① 出資件数は平成 26 年度の 44 件をピークに、29 年度末では 18 件となるなど減少傾向にある。
- ② 出資額は平成27年度の37.12億円をピークに、28年度は10.3億円に低下したが、29年度は31.89億円に増加している。

A-FIVE では、第1期中期経営計画(計画期間:平成26~28年度)で出資目標を300億円と設定しているが、その目標の進捗状況をみると、出資実績は約49億円(注1)と目標の16.2%の状況にとどまる。また、実地調査した18サブファンドにおいても、平成28年度時点で、出資件数等の目標を任意で設定していた13サブファンドのうち10サブファンドで当該目標が達成できておらず(注2)、出資案件組成に苦慮している状況がうかがえる。

- (注 1) 平成 28 年度末時点で、A-FIVE の総出資額は 48.66 億円(直接出資 15.010 億円、間接出資 33.645 億円(小数点第 4 位を四捨五入)) である。
- (注 2) 目標設定期間 (サブファンド設立から平成 28 年度まで) の合計で、実績が設定した目標を超えている場合、目標達成と判断した。

ウ 出資案件組成の拡大に向けた取組の状況

(7) 出資案件組成を進める上での課題

実地調査した 18 サブファンドにおける出資案件組成上の課題に関する意見についてみると、「出資による支援に向く事業案件の発掘」(14 サブファンド)が最も多く、次いで、「A-FIVE から求められる事務の負担」(9 サブファンド) となっている。このうち、「出資による支援に向く事業案件の発掘」については、以下のような意見が示されている。

① 地域の農林漁業者の事業基盤が十分であるとはいえず、事業構想があっ

ても出資規模に見合わないことが多い。

② 地域の農林漁業者等の事業規模が小さいため、A-FIVE から求められる IRR (内部収益率)(注1)を実現できない事業者が多く、出資に向く案件がない。

また、「A-FIVE から求められる事務の負担」については、以下のような意見が示されている。

- ① A-FIVE から求められる書類(出資同意(注2)までに必要な書類、出資後の 月次モニタリング報告(注3)等)への対応が煩雑で、無限責任組合員(注4)(以 下「GP」という。) や農林漁業者等の負担が大きい。
- ② 出資案件の増加に伴うサブファンド側の月次モニタリング報告に係る事務の負担の増加が出資案件組成を阻害している。
- (注1) 投資が生み出すキャッシュフローの現在価値である正味現在価値がゼロとなるような割引率の ことである。
- (注 2) サブファンドが支援対象事業者に出資するに当たって、サブファンドは当該出資が A-FIVE 法の趣旨等に適合しているか確認するため、A-FIVE から事前の同意を得る必要がある。
- (注3) A-FIVE が、A-FIVE 出資事業者に対し、その経営状況を把握するためにサブファンドを通じて 求める、月次、四半期及び年次ごとの財務諸表、予算と実績に関する報告書、取締役会議事録等 の報告をいう。
- (注4) 無限責任組合員とは、サブファンドの業務執行を行う運営事業者である。

(イ) 案件組成審査に関するサブファンド等の意見

案件組成審査では、A-FIVE が出資に同意することとされ、A-FIVE では同意に当たっての審査の一環として、「株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準」(平成24年12月11日農林水産省告示第2556号。以下「支援基準」という。)との適合性、事業の政策性、事業の採算性などの事項(注1)を確認するため、サブファンドに資料提出等を求めている。この確認について、実地調査した18サブファンドからは、以下のような意見が示されている。

- ① 出資予定先の近隣同業者の販売実績値等の疎明資料を求められるといった対応が困難な確認事項がある。
- ② 同確認に対応するためサブファンドが行う資料提出等に係る負担が過多であり、審査が長期化している。
- ③ 出資同意を行う A-FIVE が実質的な出資決定権限を有しているため GP による主体的な出資決定が困難である。

A-FIVE では、②の審査の長期化の理由について、出資を受けようとする農林漁業者が作成した事業計画の内容が不十分であったこと、関係法令に基づく各種調整に時間を要したこと等を挙げている。また、③については、後述(ウ)の案件組成審査の一部委任(注2)等を行っているとしている(注3)。

(注 1) A-FIVE は出資の同意・不同意を決定するに当たって、農林漁業者等が作成した事業計画等についてi) 適合性(支援基準との適合性など)、ii) 事業性(事業計画の妥当性など)、ii) 公正性(ファンド出資額の適正性など)、iv) 政策性(政策的意義の有無など)の4 視点から検証を行

う。

- (注 2) 出資同意に係る A-FIVE の検証作業をサブファンドに一部委任し、サブファンドによる主体的な案件組成審査を促すことである。
- (注3) なお、A-FIVEでは①の意見については、事実関係の確認が困難であるとしている。

(ウ) 案件組成審査の一部委任に関するサブファンド等の意見

A-FIVE では、出資拡大に向けた取組として、サブファンドに対して案件組成審査の一部委任を行っている。A-FIVE は、制度開始当初、サブファンドに6 次産業化の取組に対する出資支援の知見等が必ずしも十分でなかったことから、これらサブファンドに対して、出資候補となる農林漁業者への営業の同行や、サブファンドミーティング(注1)を通じた案件組成審査に係る検証のポイントを紹介するなどの案件組成のノウハウの共有化等を図るほか、案件組成審査の視点である出資先の事業性審査等(注2)に当たっても審査の補助となる情報の提供や助言等の必要な協力を行ってきたとしている。一方、サブファンドにこれらの知見が備わってきている状況を踏まえ、現在、各サブファンドの出資実績等を勘案し、案件組成審査の一部をサブファンドに委任する取組を進めているとしている。

これらの取組に関して、実地調査を行った 18 サブファンドのうち 5 サブファンドが案件組成の一部委任を希望している。

- 一方、既に一部委任が行われているサブファンドからは、実態としては、 従来 A-FIVE が作成していた書類を作成することに終始し、サブファンドの 事務負担が増加しただけであるといった意見も示されている。
- (注 1) A-FIVE 及び各サブファンドが一堂に会し、関係法令・支援基準の改正に係る説明や各サブファンドの取組の紹介等を行うものである。
- (注 2) サブファンドでは、農林漁業者等が作成した事業計画について i) 適合性、ii) 事業性、iii) 公正性、iv) 政策性の 4 視点から案件組成審査を行う。

(エ) 月次モニタリング報告に係る事務負担の状況

a A-FIVE 出資事業者及びサブファンドにおける事務負担の状況

実地調査した A-FIVE 出資事業者 16 事業者及び 18 サブファンドにおける、月次モニタリング報告に係る事務負担の状況等は、以下のとおりである。

① 実地調査した A-FIVE 出資事業者のうち、負担感なしと回答したのは 8 事業者であり、負担感ありと回答したのは 7 事業者であった。

負担感なしと回答した事業者からは、i)月次モニタリング報告は経営 状況を客観的に分析できることから有益と考えている、ii)月1回程度で 特に大きな負担はない等の意見が示されている。また、負担感ありと回 答した事業者からは、i)月次モニタリング報告の作成が事務的かつ経済 的な負担となっている、ii)現在の経営状況は順調で、A-FIVE が常時監視 をしておく状況にない等の意見が示されている。 ② 実地調査した 18 サブファンドにおける月次モニタリング報告に係る 事務の負担について、負担の軽減の必要ありと回答したのは 13 サブファンドであり、負担の軽減の必要なしと回答したのは 3 サブファンドであった。

負担の軽減の必要ありと回答した13サブファンドの中には、月次モニタリング報告に係る事務が負担となっており、出資案件組成を阻害しているとの意見を示したサブファンドもある。また、9サブファンドからは、A-FIVE 出資事業者の経営状況や出資時の事業リスクの評価等に応じて、提出書類の一部省略等の弾力的な運用を求める意見も示されており、8サブファンドからは、提出資料の省略・簡素化の意見が示され、このうち複数のサブファンドからは、月次モニタリング報告で提出を求める資料の中には、i)他の資料で確認できる資料が含まれている、ii)出資先の状況を勘案すれば、現在の頻度で求める必要はないとの意見が示されている。一方、負担の軽減の必要なしと回答した3サブファンドからは、ファンドを管理・運営するGPが出資先の収支や資金繰りの状況を把握しておくのは当然の業務であり、月次モニタリング報告はその把握結果をA-FIVEに情報提供しているにすぎず、負担の軽減の必要はない等の意見が示されている。

b A-FIVE の意見

A-FIVE では、現在報告を求めている月次モニタリング報告の内容は、有限責任組合員(以下「LP」という。)として出資先の経営状況を確認する上で最低限必要となるものを求めているとしている。本来、出資先の経営状況のチェックは GP が行う業務であるが、その習熟度に応じて、A-FIVE がモニタリングの支援・サポートをする場合もあるとしている。

また、サブファンドから把握した提出不要等ではないかとしている具体的な資料の必要性に関しては、例えば、「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面(通帳等)」については、サブファンドでは他の資料で確認ができるため提出不要と主張しているが、当該資料は資金管理の原点となるものであり、今後も必要に応じて徴求するべきものであるとしている。同時に、「月次の合計残高試算表及び月次資金繰表(予算と実績)」や「予算と実績の差異に関する報告書」については、将来的に A-FIVE 出資事業者の経営基盤が強化されれば報告頻度の緩和の余地等は当然考えられるとしているものや、サブファンドの意見も踏まえ既に簡素化しているものもあるとしている。

c A-FIVE に係る収益性の確保等に関する指摘

A-FIVE については、財務省の財政制度等審議会(注1)から、これまで出資

した案件について、平成 27 年度決算から減損処理(注2)が生じており、その金額・割合ともに増加傾向であることが指摘され、収益性の確保が重要であるとの観点から、モニタリングの在り方を検証し、モニタリング時における業況判定・経営支援をより適切に行えるよう改善すること等が求められている。

- (注1) 財務省に設置され、財務大臣の諮問に応じて財政投融資制度、財政投融資計画及び財政融資 資金に関する重要事項等を調査審議する審議会である。
- (注2) 企業が保有する株式等の時価又は実質価額が、大幅に下落した場合などに損失を計上する ことをいう。

エ A-FIVE 出資事業者における効果の発現状況の把握結果

- i)「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)に基づき A-FIVE が設定している、A-FIVE 出資事業者に対する個別案件のKPI(以下「個別案件のKPI」という。)の進捗状況、ii)当省のアンケート調査結果等により A-FIVE 出資事業者における効果の発現状況をみると、以下のとおりである。
- ① 個別案件の KPI の進捗状況によると、売上高及び雇用が拡大している A-FIVE 出資事業者は平成 28 年度末の時点で、毎年度 9 割を超えている。
- ② 当省のアンケート調査結果によると、利益が出ている A-FIVE 出資事業者は 3 割未満となっている。なお、これに関して、実地調査した A-FIVE 出資事業 者では、利益が出ていない理由として初期投資及びその回収に伴う負担が赤字の要因であり、今後、赤字解消が見込まれるなどの意見が示されている。

ア A-FIVE の支援対象等

A-FIVE は、A-FIVE 法第 21 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた、i)農林漁業者を主たる出資者として、加工・流通等のノウハウ等を有するパートナー企業が資本参画した 6 次産業化を行う合弁事業体、又は ii)農林漁業を行う法人であって、自ら6 次産業化の取組を行う者に対する出資を行っているほか、A-FIVE 法第 21 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、サブファンド及び 6 次産業化に取り組む農林漁業者の国内外の販路開拓等を支援する事業者(以下「販路開拓等支援事業者」という。)に対する出資等を行っている。

なお、農林水産省は、A-FIVE 法第 22 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、A-FIVE 及びサブファンドが支援対象及び支援内容を決定するに当たって従うべき基準として、支援基準を策定している。支援基準は、A-FIVE 及びサブファンドによる出資を一層促進させるため、平成 29 年 5 月までに、以下のとおり 3 度の改正が行われている。

① サブファンドが支援対象事業者に対して有する議決権については、支援対象事業者の総議決権の2分の1以下であることが原則であるが、一定の要件(注)

を満たした場合には、2分の1を超えることができるよう措置(平成26年10月10日農林水産省告示第1400号)

- (注) i) 事業の規模等からみて農林漁業者が出資を行うことが困難であること、ii) 高い収益性が見込まれること、ii) 農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出に資することの3点を満たすことをいう。
- ② 販路開拓等支援事業者を新たに出資対象に追加 (平成28年5月16日農林水産 省告示第1197号)
- ③ 農林漁業を行う法人が自ら6次産業化の取組を行っても農林漁業を含む事業全体の収益性が確保されると認められる場合には、当該法人も出資対象として含むよう措置(平成29年5月31日農林水産省告示第914号)

イ サブファンドの設立状況

農林漁業成長産業化ファンドは、民間の資金やノウハウをいかしつつ、地域に根ざしたきめ細やかな支援を行う観点から、地域の金融機関を含む民間企業等が出資するサブファンドに対して A-FIVE が出資し、当該サブファンドが支援対象事業者に出資するという間接出資方式を中心としている(注 1)。また、サブファンドが支援対象事業者に出資するに当たっては、当該出資が A-FIVE 法の趣旨及び支援基準に適合しているか確認するため、A-FIVE から事前の同意を得る必要がある。

サブファンドは、LP と GP の出資により設立される投資事業有限責任組合であり、その運営は GP が行っている。A-FIVE は、LP として、原則的に当該サブファンドの出資約束金額総額(注2)の 2 分の 1 を出資し、GP 及び A-FIVE を除くLP が残りの 2 分の 1 を出資している。サブファンドへの出資金の払込みは、キャピタルコール方式(注3) となっている。

サブファンドの設立数の推移をみると、図表 4-(3)-①のとおり、平成 29 年度末時点で 47 サブファンド、設立総額(注4)は 685.00 億円 (うち A-FIVE 出資分342.50 億円)となっており、おおむね全国の支援対象事業者への出資が可能となっている。一方、支援対象事業者への出資の見込みがないなどの理由により、既に 6 サブファンド (設立総額65.02 億円、出資実績なし)が解散している。

- (注1) A-FIVE は、販売先が広域にわたる場合や、雇用などの事業効果が広範に及ぶ場合などは、直接出資を行うことも可能としている。
- (注2) 出資額の上限額であり、GP 及び LP は出資約束金額を上限に出資金の払込みを行う。
- (注3) キャピタルコール方式とは、サブファンドが必要とする資金について、GPが、都度各組合員に出資を要求し、各組合員は、これに応じて、出資金の払込みを行う方式のことである。GPからの払込要求は、サブファンドの存続期間(最大15年)内において、各組合員の各出資約束金額を超えない範囲で行われる。
- (注4) サブファンドの出資約束金額の合計をいう。

図表4-(3)-① サブファンド設立数の推移

(単位:サブファンド、億円)

区分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
設立総数	19	41	52	51	48	47
設立数	19	22	11	1	0	0
解散数	0	0	0	2	3	1
設立総額	460. 20	666.02	748. 02	730.02	695.00	685.00

- (注)1 A-FIVEの資料に基づき、当省が作成した。
 - 2 設立総額は、小数点第3位を四捨五入した。

ウ 直接出資及び間接出資の状況

(7) 出資案件全体の状況

支援対象事業者への出資件数 (A-FIVE の直接出資及びサブファンドによる間接出資の合計) の推移をみると、図表 4-(3)-②のとおり、平成 26 年度の 44件をピークに 29 年度は 18 件となっており、減少傾向にある。

また、出資額は平成 27 年度の 37.12 億円をピークに、28 年度は 10.30 億円に低下したが、29 年度は 31.89 億円に増加している。

図表 4-(3)-② 出資件数及び出資額の推移

(単位:件、億円)

					·
区分	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
当該年度出資件数	8	44	36	21	18
総出資件数	8	52	88	109	127
当該年度出資額	3. 94	30. 95	37. 12	10.30	31. 89
総出資額	3. 94	34. 89	72.00	82. 30	114. 19

- (注)1 A-FIVEの資料に基づき、当省が作成した。
 - 2 出資額には、資本性劣後ローンによる融資額は含まない。
 - 3 出資額は、小数点第3位を四捨五入した。

(イ) A-FIVE による直接出資の件数及び出資額の状況

A-FIVE による直接出資の件数及び出資額をみると、図表 4-(3)-③のとおり総出資件数は 6 件(A-FIVE とサブファンドとの共同出資 1 件、販路開拓等支援事業者への出資 1 件を含む。)、総出資額は 34.83 億円となっている。

図表4-(3)-③ A-FIVEによる直接出資の件数及び出資額の推移

(単位:件、億円)

区分	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
当該年度出資件数	0	0	2(1)	0	4(1)
総出資件数	0	0	2(1)	2(1)	6(2)
当該年度出資額	0	0	15. 01	0	19.82
総出資額	0	0	15. 01	15. 01	34. 83

- (注)1 A-FIVE の資料に基づき、当省が作成した。
 - 2 出資額には、資本性劣後ローンによる融資額は含まない。
 - 3 出資額は、小数点第3位を四捨五入した。
 - 4 ()は、A-FIVEとサブファンドとの共同出資件数及び販路開拓等支援事業者への出資件数を表し、内数である。

(ウ) サブファンドによる間接出資の件数及び出資額の状況

サブファンドによる間接出資の件数及び出資額をみると、図表4-(3)-④のとおり、出資件数は平成26年度の44件をピークに減少傾向にある。また、出資額も平成26年度の30.95億円をピークに減少傾向にある。

これまでの総出資件数は122件 (A-FIVEとサブファンドとの共同出資1件を含む。)、総出資額は79.36億円 (うちLPであるA-FIVE出資分は39.68億円) となっている。

図表4-(3)-④ サブファンドによる出資件数及び出資額

(単位:件、億円)

区分	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
当該年度出資件数	8	44	35(1)	21	14
総出資件数	8	52	87(1)	108(1)	122(1)
当該年度出資額	3. 94	30. 95	22. 11	10.30	12. 07
総出資額	3. 94	34. 89	56. 99	67. 29	79. 36
うちA-FIVE出資額	1. 97	17. 44	28. 50	33.64	39. 68

- (注)1 A-FIVEの資料に基づき、当省が作成した。
 - 2 出資額には、資本性劣後ローンによる融資額は含まない。
 - 3 出資額は、小数点第3位を四捨五入した。
 - 4 ()は、内数としてA-FIVEとサブファンドとの共同出資1件を表す。

(I) A-FIVE 及びサブファンドの出資目標に対する実績

a A-FIVE の出資目標に対する実績

A-FIVEが策定した第1期中期経営計画(計画期間:平成26~28年度)では、「本計画期間中の可能な限り早期に、現在、当社に出資されている約300億円に対応した出資の実現を目指す」ことを事業目標としていたが、28年度末時点でのA-FIVE出資額は48.66億円(注1)と出資目標額の16.2%となっている。

A-FIVEでは、第1期中期経営計画の事業目標が未達となった要因について、第2期中期経営計画(計画期間:平成29~31年度)において、i)農林漁業の現場や資金ニーズ等に精通した関係機関との連携や2次・3次の事業者・業界団体等へのアプローチが不十分であったこと、ii)サブファンドに対する個別具体的な出資案件組成支援に必ずしも取り組みきれなかったこと、iii)サブファンドにおいて、出資案件の増加に伴いハンズオン支援(注2)への負担が増大し、業務全体の中で新規案件発掘への取組の優先度が下がったことなどを挙げている。

また、A-FIVEでは、この出資実績を踏まえ、「A-FIVEの運営経費を賄いつつ産投(注3)へのリターンを確保するためには、最低でも、総額で約659億円(A-FIVE出資分)の出資実行が必要」であり、「平成37年度までを投資期間として、年間80億円(平均)程度の出資を行い、総額で約659億円の出資を目指す」こととしている(注4)。

- (注1) 直接出資15.010億円、間接出資33.645億円を合計後、小数点第3位を四捨五入した。
- (注 2) サブファンドは、ハンズオン支援として、A-FIVE 出資事業者の状況に応じて、販路開拓等の課題に対する支援、役員の派遣等を実施している。
- (注3) 財政投融資の手法の一つである産業投資のことである。
- (注 4) 平成 30 年 12 月 3 日開催「第 11 回官民ファンドの活用促進に関する関係閣僚会議幹事会」 資料の「官民ファンドの収益構造(試算)について」による。また、出資目標には、6 次産業 化以外に、事業再編等の取組に対する支援及び食品流通事業者等の食品流通の合理化の取組に 対する支援を含む。

b サブファンドの出資目標に対する実績

(a) 出資約束金額に対する出資実績

平成29年度末時点における全47サブファンドの出資約東金額に対する 出資実績をみると、図表4-(3)-⑤のとおり、最も高い2サブファンドでも 40%以上50%未満であり、21サブファンドで10%未満、1サブファンドは 出資実績がない状況となっている。

図表 4-(3)-⑤ 47 サブファンドの出資約束金額に対する出資実績(平成 29 年度末 時点)

(単位:サブファンド)

出資約束金額に 対する出資実績割合	出資実績 なし	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満
サブファンド数	1	21	13	6	4	2

(注) A-FIVEの資料に基づき、当省が作成した。

(b) 実地調査した 18 サブファンドにおける実績

サブファンドにおける出資目標の設定は任意であるが、実地調査した 18サブファンドでは、図表4-(3)-⑥のとおり、13サブファンドが出資目標を設定しており、その内訳は、i)出資件数のみを目標として設定しているものが8サブファンド(44.4%)、ii)出資額のみを目標として設定しているもの1がサブファンド(5.6%)、iii)出資件数及び出資額を目標として設定して設定しているものが4サブファンド(22.2%)となっている。

また、これら目標の達成状況(注)をみると、図表4-(3)-⑥のとおり、平成28年度末時点で、i)出資件数の目標を設定している8サブファンドのうち達成しているものは、2サブファンド(25.0%)、ii)出資額の目標を設定している1サブファンドでは、目標を未達成、iii)両方の目標を設定している4サブファンドのうち、出資額のみ達成しているものは、1サブファンド(25.0%)となっている。

以上のとおり、目標を設定しているものの達成できていないサブファンドが10サブファンド(76.9%)みられ、目標どおりに出資案件組成が進捗していない状況がうかがえる。これに関して、実地調査した18サブファンドにおける出資案件組成を進める上での課題に関する意見をみると、後述のとおり、「出資による支援に向く事業案件の発掘」(14サブファン

- ド)が最も多く、次いで、「A-FIVEから求められる事務の負担」(9サブファンド)、「農林漁業者とパートナー企業とのマッチング」(5サブファンド)となっている。
- (注) 目標設定期間 (サブファンド設立から平成28年度まで) の合計で、実績が設定した目標を超えている場合、目標達成と判断した。

図表4-(3)-⑥ 実地調査した18サブファンドの目標設定・達成状況

(単位:サブファンド、%)

	区分			目標設定			日播土凯宁
	凸 刀	出資件数	出資額		両方		目標未設定
,	サブファンド数	8	1		4		5
	(設定割合)	(44.4)	(5.6)	(22. 2)			(27.8)
	目標達成数			出資件数	出資額	両方	
	(達成割合)	2	0	0	1	0	
	() () () ()	(25.0)	(0)	(0)	(25.0)	(0)	

- (注)1 当省の調査結果に基づき作成した。
 - 2 設定割合は、実地調査した18サブファンドに対して、目標を設定したサブファンドの割合を示す。
 - 3 達成割合は、設定した各目標に対して、目標を達成したサブファンドの割合を示す。

エ 出資案件組成及び A-FIVE 出資事業者への支援の状況

(7) A-FIVE による取組状況

A-FIVE では、第1期中期経営計画期間中は、「地域・テーマ毎に設立されたサブファンドを通じた間接出資の手法をとることにより、農林漁業者の所得の確保・地域における雇用の創出等を目指した出資を行う」との方針の下、出資案件組成やA-FIVE 出資事業者への支援に関して、以下の取組を行ったとしている。

- ① 地域における人材(注1)の育成促進として、経営支援委員会(注2)への参加、各サブファンドや A-FIVE 出資事業者への直接訪問、電話会議等を通じて随時(月1回以上)アドバイスを行うとともに(注3)、サブファンドミーティングを年1、2回程度開催し、情報共有、意見交換等を実施
- ② 出資案件組成に係る支援として、出資案件未組成のサブファンドを重点として、サブファンドミーティングにおいて、関係法令や支援基準の改正に係る説明、A-FIVE 出資事業者を交えたパネルディスカッション、出資案件組成が進んでいるサブファンドによるプレゼンテーションを通じ、出資案件組成のノウハウを共有。これに加え、出資案件未組成のサブファンドを対象に、勉強会を開催し、案件発掘から出資実行までの流れ、案件精査のポイントなどについて具体的に事例を挙げて説明するなどの支援を実施
- ③ 出資後のフォローアップとして、A-FIVE 出資事業者は、月次、四半期ごと及び年度ごとに財務諸表、予算と実績に関する報告書、取締役会議事録等のサブファンドへの報告が義務付けられており、A-FIVE は当該報告資料をサブファンドに徴求することにより、継続的に当該 A-FIVE 出資事業者の経営状況を把握。また、四半期ごとに、全 A-FIVE 出資事業者を対象に、事

業計画の達成度、収益性、安全性等の観点から、業況判定(5 段階)(注4)を 実施し、業況に応じて経営支援を実施

なお、第2期中期経営計画の今後の業務方針では、「地域における6次産業化の取組を支援するため、地域密着型の案件に対して、引き続きサブファンドを通じた間接出資を推進するとともに、最近の政策的要請に応え、輸出等の大型案件にも直接出資により積極的に取り組む」としている。

- (注1) 主に A-FIVE 出資事業者の経営者、GP の担当者をいう。
- (注 2) 支援対象の決定、経営支援、投資の回収等の重要な判断をする場合において、GP の A-FIVE 法 や支援基準に沿った適切な意思決定のサポートを行うため、サブファンド内にアドバイザリー機能として設置される委員会である。A-FIVE を含む LP が指名した者が委員として選出される。
- (注 3) A-FIVE 職員によるサブファンド等に対する月 1 回以上のアドバイスの実施は、A-FIVE のファンド全体の KPI (地域における人材育成) として設定されており、平成 26 年度においては、達成 状況は 69% であったが、27 年度は 92%、28 年度は 100% となっている。
- (注4) 業況判定(5段階)の区分は、以下のとおりである。

区分 I:おおむね事業計画どおりに進捗している状態

区分Ⅲ:事業計画の未達が認められているものの、短期的な回復が見込まれる状態 区分Ⅲ:事業計画の未達が認められているものの、中期的な回復が見込まれる状態

区分IV:事業再生を要し、これが可能と見込まれる状態

区分V:事業再生が困難な倒産状態

(イ) サブファンドによる取組状況

a 出資案件組成のための出資ニーズの把握状況

実地調査した 18 サブファンドでは、いずれも 6 次産業化の取組に係る農林漁業者の出資ニーズの把握を行っており、最も頻度が高いニーズ把握の方法は、図表 4-(3)-⑦のとおり、13 サブファンドが「LP である金融機関のネットワークを活用した情報収集」としている。

また、その理由について、i)本来サブファンド運営を担う GP において、 人員的な体制が十分に確保されていないため(注)、ii) LP である地域金融機 関等が構築している地域でのネットワークを活用した情報収集が効果的で あるためなどとしている。

(注) 実地調査した 18 サブファンドの GP における担当者の平均人数は約 3.2 人で、最も少ないサブファンドは 1 人(3 サブファンド) であった。また、18 サブファンド中 12 サブファンドにおいて、GP の担当者が A-FIVE 以外の他のファンドの運営業務を兼務していた。

図表 4-(3)-⑦ 6 次産業化の取組に関する農林漁業者の出資ニーズ把握の状況

(単位:サブファンド)

区分	LP である金融 機関のネット ワークを活用 した情報収集	サブファンド 担当者の営業	農林漁業者からの相談	行政機関から の情報提供	その他
最も頻度が高い	13	1	2	0	2
2番目に頻度が高い	3	6	4	2	0
3番目に頻度が高い	1	4	4	2	1
計	17	11	10	4	3

⁽注)1 当省の調査結果に基づき作成した。なお、実地調査した18サブファンドから、出資ニーズの把握の方法のうち上位3方法について把握し、その結果に基づき作成したものである。

^{2 「}その他」として、「都道府県 SC との連携」、「金融機関の系統ネットワークを活用」、「コンサルティング会社からの情報提供」との回答があった。

また、i) LP である金融機関と取引関係のない農林漁業者のニーズは把握しきれていない、ii) LP である金融機関と取引のある農林漁業者を中心にニーズ把握に努めているが、取組が不十分で案件発掘につながっていないといった意見も示されている中で、図表 4-(3)-®のとおり、地方農政局等や都道府県 SC 等と連携し、6 次産業化の取組に関する農林漁業者の出資支援ニーズを把握し、出資案件組成につなげているサブファンドもみられた。

図表 4-(3)-® 都道府県 SC の情報も活用し出資案件組成を進めている例

北洋 6 次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合は、LP である北洋銀行からの紹介案件を中心に出資案件組成をしていたが、GP である公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが北海道 SC 業務を受託していることをいかし、出資案件組成を図っている。

具体的には、月に1回、北洋6次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合及び北海道SC担当者による情報連絡会議を開催し、SCの活動状況やサブファンドの出資状況を報告するとともに、プランナーが把握した資金ニーズが見込まれる個別案件についての情報提供を受けている。この情報連絡会議を通じて、2件の出資候補先が把握された(その後、出資候補先が出資を受けることを取りやめたため、出資案件組成には至らなかった。)。

また、平成30年度からは、情報連絡会議に加え、2か月に1回、北海道農政事務所、北海道庁農政部局、北海道SC及び北洋6次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合の4者で、6次産業化サポートセンター連絡会議を開催し、情報連絡会議と同様に各機関の活動状況の報告に加え、各機関が保有する6次産業化を行う事業者の資金ニーズについての情報提供を受けている。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

b 出資後の経営支援の状況

実地調査した 18 サブファンドにおける出資後の経営支援の状況をみると、調査時点(平成 29 年 6~9 月)で出資実績のある 17 サブファンド全てで A-FIVE 出資事業者に対する経営支援が実施されていた。

経営支援の方法としては、i)専門家(各種アドバイザー等)の派遣、ii)販路開拓等の営業活動の実施、iii)A-FIVE 出資事業者への訪問等によるヒアリング、iv)取締役会(株主総会)への参加及び必要に応じた指導・助言の実施等となっている。

また、図表 4-(3)-⑨のとおり、サブファンドの中には、販売見込先への 帯同訪問や LP による商談会の開催等の経営支援により、A-FIVE 出資事業 者の販路開拓を図っている例がみられた。

図表 4-(3)-⑨ サブファンドの経営支援により販路開拓を図っている例

きたぎん六次産業化支援ファンド投資事業有限責任組合では、営業経験が浅い A-FIVE 出資事業者の営業担当のスキルアップを支援するため、GP 又は LP の担当者が営業活動に帯同する場合がある。

また、商談会等に出展する場合、例えば、A4 ランク相当の牛肉の場合、高価であるが脂肪分が濃厚であり味わいが強く、輸入牛肉の大きなステーキのような食べ方には向かない。そこで、和食で刺身のトロを少量食べるような料理方法を提案するなど、商品の魅力を効果的に伝えられる手法を助言している。

農林水産業投資事業有限責任組合では、LPである農林中央金庫(JAグループ)が主催する 商談会に、A-FIVE 出資事業者の参加を呼び掛け、販路開拓支援を行っている。

当該商談会をきっかけに、売上げの上位に入る販売先を見つけることができた A-FIVE 出資事業者がおり、農林水産業投資事業有限責任組合からの出資を受けることにより、当該商談会に参加できるようになったことは、他の支援にはない強みであるとする事業者もいる。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

オ 出資案件組成の拡大に向けた取組の状況

(7) 出資案件組成を進める上での課題

実地調査した 18 サブファンドにおける出資案件組成を進める上での課題に関する意見についてみると、図表 4-(3)-⑩のとおり、i)最大の課題として「出資による支援に向く事業案件の発掘」を挙げるサブファンドが最も多く、ii)次いで「A-FIVE から求められる事務の負担」となっている。これらの課題の具体的な内容をみると、

- i)「出資による支援に向く事業案件の発掘」については、地域の農林漁業者の事業基盤が十分であるとはいえず、事業構想があっても出資規模に見合わないことが多い、地域の農林漁業者等の事業規模が小さいため、A-FIVEから求められる IRR を実現できない事業者が多く、出資に向く案件がない、
- ii)「A-FIVE から求められる事務の負担」については、A-FIVE から求められる書類(出資同意までに必要な書類、出資後の月次モニタリング報告等)への対応が煩雑で、GP や農林漁業者等の負担が大きい、出資案件の増加に伴うサブファンド側の月次モニタリング報告に係る事務の負担の増加が出資案件組成を阻害している

等となっている。

このうち、「出資による支援に向く事業案件の発掘」について、A-FIVEでは、 出資案件の事業規模について、金額の下限を設けているわけではないものの、 数百万円規模の事業を行う場合、出資を受けるに当たって法人設立にかかる 費用が発生する等の理由により、融資による支援を選択した方が、事業者に とって負担が少ない場合が多いのではないかとしている。

図表 4-(3)-⑩ 出資案件組成を進める上での主な課題に関する意見の状況

(単位:サブファンド)

	出資によ	A-FIVE カュ	農林漁業	6 次産業化	サブファ	その他	無回答
	る支援に	ら求めら	者とパー	に関する	ンドの体		
課題の内容	向く事業	れる事務	トナー企	出資支援	制、担当者		
	案件の発	の負担	業とのマ	ニーズの	のスキル		
	掘		ッチング	把握			
最大の課題	8	3	1	1	0	5	0
2番目に大きな課題	3	5	2	2	2	3	1
3番目に大きな課題	3	1	2	0	2	3	7
計	14	9	5	3	4	11	8

- (注)1 当省の調査結果に基づき作成した。なお、実地調査した18サブファンドから、出資案件組成を進める上での課題のうち上位3課題について把握し、その結果に基づき作成したものである。
 - 2 「その他」の回答には、「農林漁業者とパートナー企業で出資割合の折り合いがつかない」、「行政機関の 担当者や農林漁業者の出資に対する理解が不十分」といった回答があった。

また、A-FIVE では、このような出資案件組成を進める上での課題に対応するため、図表 4-(3)- \mathbb{I} のとおり、第 2 期中期経営計画に基づき、以下の取組を実施している。

- ① 案件の精査をより効率的に実施するため、i)月1回の経営支援委員会の開催の義務付けの廃止、ii)月次モニタリング報告について、A-FIVE出資事業者の役員会への提出資料をもって A-FIVE への報告があったものとみなすルールの変更等の運用改善
- ② 出資拡大に向けた取組として、サブファンドの出資案件組成の体制や取組状況、過去の実績等を踏まえて、一部のサブファンドに対して、案件組成審査の一部委任や案件精査の簡略化

なお、案件組成審査の一部委任とは、A-FIVEでは、出資の同意・不同意を決定するに当たり、i)適合性(支援基準との適合性など)、ii)事業性(事業計画の妥当性など)、iii)公正性(ファンド出資額の適正性など)、iv)政策性(政策的意義の有無など)の4視点から検証を行うこととしているところ、この検証作業の一部委任を行うことである。また、案件精査の簡略化とは、A-FIVE担当者による出資候補先の現地訪問や経営者との面談といった作業を省略し、これをサブファンドに移管することである。

図表 4-(3)-(1) 第 2 期中期経営計画(抄)

- Ⅱ これまでの主な取組
 - 4 制度見直し及び運用改善の状況
 - (2) 地方銀行、関係団体等からは、従来、当機構による案件精査の緩和、提出書類の縮減、 出資同意要件を明確化等に提言がなされた。

当機構としては、これらを踏まえ、案件精査をより効率的なものとするため以下の運用改善等を実施してきたところである。

① 出資案件の検討開始時点から当機構が帯同営業等を実施することで、初期段階から 必要な調整を実施

- ② 月1回の経営支援委員会の開催の義務付けを廃止
- ③ 投融資検討会の開催頻度を増加(必要に応じて週2回開催)
- ④ 投融資検討会における精査過程を簡素化(サブファンド側の習熟度や案件内容に応じ審査回数を2回から1回に短縮)
- ⑤ 業務フロー表を作成し、サブファンドに提供
- <u>⑥</u> 毎月のモニタリングについては、6 次産業化事業体の役員会への提出資料をもって 当機構への報告があったものとみなすようルールを変更
- ⑦ 補助金の併用案件については、事前に申請スケジュールを確認し、それに沿った形で案件精査の段取りを調整
- ⑧ サブファンド別に担当者を置き、原則月1回以上の指導・助言を実施するなど、投資業務に不慣れなサブファンドをサポート

Ⅲ 今後の業務運営方針

- 2 出資拡大に向けた具体的なアクション・プラン
- (2) 6次産業化支援業務への取組
 - ② サブファンドへの支援
 - ア サブファンドの案件の拡大
 - ・ <u>各サブファンドごとの状況(案件組成の取組体制、課題等)を調査・分析し、その結果を踏まえ、当機構の経営支援の配分についてもメリハリをつけて必要な改善方針を検討・策定する。</u>

また、調査・分析等の結果をもとにサブファンドが営業活動への取組を強化できるよう、新たな支援手法の導入、報酬体系の変更、案件組成審査の一部委任等について検討する。

- ・ <u>案件組成が進捗し、習熟度が上がってきているサブファンドについては、案件精</u> 査の簡略化等を図るなど案件の組成を促す。
- (注)1 A-FIVE の資料に基づき、当省が作成した。
 - 2 下線は当省が付した。

(イ) 案件組成審査に係るサブファンドの状況

a 案件組成審査に関するサブファンド等の意見

案件組成審査においては、A-FIVE が出資に同意することとされており、 その同意に当たっての審査の一環として、支援基準との適合性、事業の政 策性、事業の採算性などの事項を確認するため、サブファンドに資料提出 等を求めている。

この確認について、実地調査した 18 サブファンドからは、図表 4-(3)-(2)のとおり、i)出資予定先の近隣同業者の販売実績値等の疎明資料を求められるといった対応が困難な確認事項がある、ii)資料提出等に係る負担が過多であることに起因して A-FIVE の審査が長期間にわたっている、iii)出資同意を行う A-FIVE が実質的な出資決定権限を有しているため GP による主体的な出資決定が困難であるといった意見が示されている。

また、実地調査した 18 サブファンドのうち 4 サブファンドで、事業計画の作成補助や出資同意に関する A-FIVE からの確認事項への対応等のため、出資決定に至るまでに、最長 1 年を要したとの意見が示されており、審査

期間の長期化が出資案件組成の阻害要因となっていることがうかがえる。

A-FIVE では、このことに関して、出資決定に至るまでの審査期間は最短3か月程度としているが(注)、実際には、1か月半程度で審査を終えるような案件もあるとしている。また、上記のような案件組成審査に時間を要した理由として、出資を受けようとする農林漁業者が作成した事業計画の内容が不十分であったこと、関係法令に基づく各種調整に時間を要したこと等を挙げている。また、上記iii)については、案件組成審査の一部委任及び案件精査の簡略化を行っているとしている。

(注) A-FIVE ホームページ「Q&A (Q5. 出資に至るまでにどのくらいの期間がかかりますか?)」中に掲載(http://www.a-five-j.co.jp/info/qa.html)

図表 4-(3)-① 出資決定に関して GP の機動性・主体性が損なわれているとの意見

事業計画等を作成する段階で、申請を行う出資候補先に財務リテラシーがない場合が多く、申請資料の用意・作成作業をサブファンドとしてもフォローしていく必要がある。<u>また、A-FIVE から投資を実行するに当たって確認事項があり、これに対しては GP・LP の間での協議やその他関係者へのヒアリングを通して解決を図っているが、およそ数か月かかることもあった。</u>

このため、案件によっては、出資案件組成から、出資決定までに1年程度を要することもあった。事業計画等作成や公平性・政策性等のA-FIVEから指定された審査の観点の確認がスムーズに解決すれば、より早く進むと想定される。

A-FIVE の出資同意に関する審査に 1~3 か月程度の期間を要しており、今後、案件組成審査 に期間を要することにより、出資候補の設備投資時期が決まっているなど、出資までの期限が 定められているものが想定されることから、出資案件を逃がしてしまうおそれがある。 案件によっては、審査期間を短縮するなど、柔軟な対応を求める。

A-FIVE が、出資の同意・不同意を決定するに当たっての審査基準に適合性・事業性・公正性・政策性があるが、このうち特に適合性及び政策性については、個別案件ごとに A-FIVE 法の趣旨に反していないか、A-FIVE に確認し指示を仰ぐ必要があるため、出資の同意を得るのに時間を要する。

このため、サブファンドにとっても農林漁業者にとっても、農林漁業成長産業化ファンドは利用しにくいものとなっている(合弁事業体まで設立したにもかかわらず、審査に時間がかかり、結果として出資を受けられない場合のリスクもあり、農林漁業者にとって利用しづらい仕組みとなっている。)。

出資決定の同意に当たり、出資予定先の販売目標の確実性について、A-FIVE から近隣同業者の販売実績値等の疎明資料を求められた。これは、「売れる証拠を出せ」と言われているようなもので非常に困難な要請であった。事業の販売計画が確実かどうかは、商圏分析、販売ノウハウ、仕入れルートの確実性、人的資産、知名度等を勘案して判断するものと考えられる。しかし、近隣同業者の実績値等を求められても、新規6次産業化事例そのものが少ない上に、必要な情報の中には守秘義務が課されているものもあることから、そのような情報は取得が困難であった。

「投資事業有限責任組合契約」では、「案件組成審査は GP で行い、A-FIVE 含む LP は組成判

断に意見陳述を行い、GP はこれを尊重する」とされている(注)。しかし、A-FIVE は、IRR7%を出資案件に求めていることもあり、実際は事業性審査において A-FIVE から出された意見に対応できない限りは、出資に同意しようとしない運用がされていることから、A-FIVE は LP であるにもかかわらず、実質的な出資決定権限を有している。そのため、GP による主体的な出資決定ができない状況を招いている。

また、出資に対する A-FIVE の同意を得る過程で、A-FIVE から事業計画等に関する様々な質問や資料の提出依頼が、例えば 1 か月の間に 10 回以上など、五月雨式で行われることが多く、対応する GP や出資候補先にとって負担が大きくなっている。

- (注) 投資事業有限責任組合法に基づき、A-FIVE を含む各組合員の間で交わされる投資事業有限責任組合契約には、LP は支援対象事業者への出資契約等サブファンドを代表する権限を一切有しないことや GP は経営支援委員会の意見陳述等を尊重するが、これらの意見等に拘束されないことが規定されている。
- (注)1 当省の調査結果に基づき作成した。
 - 2 下線は当省が付した。

b 案件組成審査の一部委任に関するサブファンド等の意見

前述(ア)のとおり、A-FIVEでは、出資拡大に向けた取組として、案件組成審査の一部委任や案件精査の簡略化を図っている。

A-FIVE は、制度開始当初、サブファンドに6次産業化の取組に対する出資支援の知見等が必ずしも十分ではなかったことから、これらサブファンドに対して、出資候補となる農林漁業者への営業の同行や、サブファンドミーティングを通じた案件組成審査に係る検証のポイントを紹介するなどの案件組成のノウハウの共有化等を図るほか、案件組成審査の視点である出資先の事業性審査等に当たっても審査の補助となる情報の提供や助言等の必要な協力を行ってきたとしている。一方、サブファンドにおいても、これらの知見が備わってきている状況を踏まえ、各サブファンドの出資に意に係る審査を行うに当たって必要となる「精査の結果報告書」の作成等についてもサブファンドに主体的にこれを行わせることとしたものとしている。また、A-FIVEとしては、案件組成審査の一部委任が進むことにより、サブファンドにおいて案件組成審査等に係るノウハウが蓄積され、サブファンドにおける審査の円滑化、サブファンドによる出資拡大が図られるものとしている。

これらの取組に関して、実地調査した18サブファンドのうち5サブファンドが案件組成審査の一部委任を希望している。

一方、実地調査した18サブファンドのうち委任を受けた4サブファンドにおける委任状況をみると、3サブファンドからは、図表4-(3)-③のとおり、従来A-FIVEが作成していた書類を作成することに終始し、サブファンドの事務負担が増加しただけであるといった意見も示されている。

図表 4-(3)-(3) 案件組成審査の一部委任がなされたサブファンドの意見

A-FIVE から、従前 A-FIVE が作成していた案件組成審査資料である「精査の結果報告書」を サブファンド主体で作成するように指示があり対応した。

農林漁業者は、申請資料を作成することは難しく、サブファンドが大部分を作成支援している状況である。その上で40ページ近くになる「精査の結果報告書」を作り上げることは、GPで案件組成審査の申請書類と審査書類を作ることであり、非常に負担感が大きかった。

A-FIVE 担当者からは、同報告書をサブファンドが作成することによって、サブファンド(GP) の意向が強く出るのではないかとの説明があった。しかし、同報告書の作成時に、A-FIVE による修正指示が非常に多くあり、出資可否の決定権限が付与されたわけではなく、案件組成審査が迅速に進んだわけでもなく、結果として、書類作成の事務負担が増えただけであった。

- (注) 当該サブファンドは、事務負担が増すだけであることから、当省の調査に対して、案件組成審査の一 部委任を希望しないと回答している。
- (注)1 当省の調査結果に基づき作成した。
 - 2 下線は当省が付した。

c 他の官民ファンドとの比較

中小機構では、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)及び独立行政 法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)に基づき、民間金融 機関などとともに、中小企業の起業や新事業展開・事業再生を支援する投 資事業有限責任組合(以下「中小機構ファンド」という。)に対する出資を 行っている。

中小機構が運営する官民ファンドは、中小機構ファンドを通じた間接支援の支援スキームを採っている。中小機構ファンドの運営は、民間の投資会社がGPとなって行っており、投資案件の選定・採択は、GPが開催する投資委員会(注)にて実施する。具体的には、投資委員会の委員(投資会社の社内委員及び社外委員(弁護士、公認会計士など))によって決定され、中小機構はオブザーバーとして出席し、投資案件の選定・採択が投資事業有限責任組合契約に基づき適切に行われているかという観点で意見陳述を行うのみであり、投資の可否を決定する権限は有しない。

実地調査した18サブファンドの中には、GPが中小機構ファンドのGPを務めているものもあり、当該GPからは、図表4-(3)-⑭のとおり、案件組成審査に関して、農林漁業成長産業化ファンドと中小機構ファンドの出資とを比較した場合、中小機構ファンドの方が主体的な出資決定が可能であるため、出資決定までに至る期間が農林漁業成長産業化ファンドより短いとの意見が示されている。

(注) 投資の決定、投資の回収の決定、その他重要事項について決定する。

図表 4-(3)-(4) 中小機構ファンドと比較して、案件組成審査の機動性・主体性が損なわれていると訴えるサブファンドの意見

案件組成審査に関して、農林漁業成長産業化ファンドと中小機構ファンドを比較すると、出資決定の機動性は、中小機構ファンドの方が圧倒的に早い。農林漁業成長産業化ファンドの場合、出資に当たって A-FIVE の同意を必要とするため、実質的な投資の決定権限は A-FIVE が持つが、中小機構ファンドにおいては、中小機構はオブザーバーとして参加し、意見を述べるものの、投資の可否に対して決定権限を持たない。このため、中小機構ファンドは出資候補先から出資の相談を受けてから出資決定まで、早ければ 2 か月程度で出資決定に至ることもあったが、農林漁業成長産業化ファンドの場合は、出資決定まで半年から1年ほど要することもあった。

また、農林漁業成長産業化ファンドは、A-FIVE は各審査の観点(適合性・事業性・公正性・政策性)を総合的に考慮して出資の可否を伝えるので事業者に最終的な出資の可否を伝えるまで長期間を要する。このため、農林漁業者から相談を受けても、案件として取り組めるかどうかを迅速に判断できないことが多い。出資を希望する農林漁業者への投資可否の返答にも時間がかかることは GP としての懸念事項である。

また、中小機構ファンドは経営計画・資金計画に基づき出資を判断するが、農林漁業成長産業化ファンドの場合、農林漁業者が作成した事業計画等を基に各審査の観点の判断も加えた「精査の結果報告書」を作成するので、作業量が膨大である。

- (注)1 当省の調査結果に基づき作成した。
 - 2 下線は当省が付した。

なお、農林漁業成長産業化ファンドと中小機構ファンドの出資件数を参考までに比較すると(注)、図表 4-(3)-⑮のとおり、中小機構ファンドは農林漁業成長産業化ファンドの出資件数を大きく上回っている状況がうかがえる。

(注) 中小機構ファンドは、i)起業支援ファンド、ii)中小企業成長支援ファンド、ii)中小企業再生ファンドの3種類のファンドを運営しているが、成長が見込まれる新事業展開を支援する中小企業成長支援ファンドを比較対象とした。

図表 4-(3)-(5) 中小機構ファンドとの 1 サブファンド当たりの年間出資件数の比較

(単位:件)

区分	官民ファンド名	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
1 サブファンド当	農林漁業成長産業化ファンド	0. 20	0.85	0.69	0.44	0.30
たりの出資件数	中小機構ファンド	3. 70	4. 25	3. 70	3. 26	2. 95

- (注)1 農林漁業成長産業化ファンド欄は、A-FIVE 資料に基づき作成した。
 - 2 中小機構ファンド欄は、中小機構の公表資料及びヒアリングに基づき作成した。
 - 3 各年度の数値は、各年度のサブファンドによる出資件数(農林漁業成長産業化ファンドにおいては、A-FIVEとサブファンドとの共同出資を含む。)を当該年度に存続するサブファンド数で除した。
 - 4 中小機構ファンドでは、サブファンドという名称を使用していないが、便宜上サブファンドとした。
 - 5 出資件数は、小数点第3位を四捨五入した。

(ウ) 月次モニタリング報告に係る事務負担の状況

a A-FIVE 出資事業者における事務負担の状況

実地調査した A-FIVE 出資事業者 16 事業者における月次モニタリング報告の負担感をみると、図表 4-(3)-(4)-(4)-(4)-(5)

一方、負担感ありとする 7 事業者からは、i) 月次モニタリング報告が事務的かつ経済的な負担となっている、ii) 現在の経営状況は順調で、A-FIVE が常時監視をしておく状況にない等の意見が示されており、このうち 3 事業者から提出頻度の改善を求める意見が示された(残り 1 事業者からは特段の意見は示されなかった。)。

図表 4-(3)-(6) 実地調査した A-FIVE 出資事業者 16 事業者における月次モニタリン グ報告の負担に関する意見

区分	負担感なし	負担感あり
A-FIVE 出資事業者数	8	7
主な理由	 投資契約書に盛り込まれてといるまれてといるまでであることがあることがあることがあるに生食性であるにない。 ・ 関連がは、 は、 は	・ 月次経済 では、 本子 には、 本子 には、 本子 には、 ないのでは、 はなり、 ないのでは、 はいののでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのがのない。 まず、 ないのがのない。 ないのがのない。 ないのがのない。 ないのがのない。 ないのでは、 ないのに、 ないのでは、 ないのに、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないののでは、 ないのでは、 ないいのでは、 ないのでは、 ないのでは、

b サブファンドにおける事務負担の状況

月次モニタリング報告について A-FIVE 出資事業者から資料を提出されたサブファンドは、A-FIVE 出資事業者へのヒアリングや、計画と実績の乖離の原因分析等を行い、A-FIVE に報告する事務を担っている。

実地調査した 18 サブファンドにおける月次モニタリング報告に係る事務の負担感をみると、図表 4-(3)-⑰のとおり、13 サブファンドで月次モニタリング報告に関する書類作成の負担を軽減した方が良いとの意見が示されている。また、i)出資案件増加に伴い、GPの月次モニタリング報告に係る事務の負担が、出資案件を増やしていく上での阻害要因となりかねない状況、ii)農林漁業者等が出資を受けた後のモニタリング報告等の事務負担を理由に出資を受けることに萎縮しているとの意見が示されている。

一方、3 サブファンドからは、ファンドを管理・運営する GP が出資先の収支や資金繰りの状況を把握しておくことは当然の業務であり、月次モニタリング報告はその把握結果を LP である A-FIVE にも情報提供しているにすぎないため、負担を軽減した方が良いと考える事項は特にないといった意見が示されている。(残り 2 サブファンドからは特段の意見は示されなかった。)。

図表 4-(3)-① 実地調査した 18 サブファンドにおける月次モニタリング報告に係る事務の負担に関する意見

行しているが、GP においてモニタ して経営に参画するという農 リング報告に係る事務に、3~5 人 漁業成長産業化ファンドの特 日を要し、現行の体制では、抱えら 上、月次モニタリング報告等	区分	負担の軽減の必要あり	負担の軽減の必要なし
行しているが、GP においてモニタ リング報告に係る事務に、3~5 人 日を要し、現行の体制では、抱えら 上、月次モニタリング報告等	サブファンド数	13	3
やしていく上での障害の一つになりかねない状況となっている。 ・ 農林漁業成長産業化ファンドは、出資手続や出資後の経営内容に対する提出資料等の要求が多いため、相談段階で萎縮する農林漁業者等が多いのが現状である。 ・ A-FIVE 出資事業者の事務負担軽減により事業に集中してもらうため、事業者からの提出書類は、政策金融公庫ファンド(後述)と同様程度で良いのではないかと考える。		・ 当ファンドでは、複数の出資を実 行しているが、GP においてモニタ リング報告に係る事務に、3~5 人 日を要し、現行の体制では、抱えら れる案件数に限度が生じ、案件を増 やしていく上での障害の一つにな りかねない状況となっている。 ・ 農林漁業成長産業化ファンドは、 出資手続や出資後の経営内容に対 する提出資料等の要求が多いため、 相談段階で萎縮する農林漁業者等 が多いのが現状である。 ・ A-FIVE 出資事業者の事務負担軽 減により事業に集中してもらうた め、事業者からの提出書類は、政策 金融公庫ファンド(後述)と同様程	・議決権のある普通株式を保有している。 ・議決権のある事項を保持を保持を関係を関係を受けるというののでは、 ・ 大きないののでは、 ・ 大きないのでは、 ・ 大きないのでは、 ・ 大きないでは、 ・ 大きないといいと、 ・ 大きないと、 ・ 大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない

また、負担軽減を求める13サブファンドからは、i)負担軽減のために月次モニタリング報告に係る報告頻度を少なくしてほしい (9サブファンド)、ii)提出資料を省略・簡素化してほしい (8サブファンド)などの意見が示されている。このうち、9サブファンドからA-FIVE出資事業者の経営状況や出資時の事業リスクの評価等に応じて弾力的な運用をしてほしいとの意見が示されている。また、提出資料の省略・簡素化の意見を示した8サブファンドのうち、複数のサブファンドから、図表4-(3)-®のとおり、i)他の資料で確認できる資料が含まれている、ii)出資先の状況を勘案すれば、現在の頻度で求める必要はないとの理由から、具体的に提出不要等にしてほしい資料が示されている。なお、現行 (平成30年1月時点)の月次モニタリング報告の報告資料及び徴求頻度等は図表4-(3)-⑩のとおりである。

図表 4-(3)-18 サブファンドによる月次モニタリング報告の提出資料に関する意見

月次の合計残高試算表及び月次資金繰表(予算と実績)は 1 か月以内の提出となっているが、会計士の処理や取締役会の開催を考慮し、当月末より 2 か月以内の提出へと期限延長を検討してほしい。

月次の合計残高試算表及び月次資金繰表(予算と実績)については、実務上、経理事務の専任者を置いていない農林漁業者が多く、1か月以内のデータ整理は困難であり、2~3か月遅れて提出することが多い実態にあることから、月次から四半期ごとに変更すべきと考える。

各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面(通帳等)を用いての残高確認については、月次資金繰表(予算と実績)の確認で十分と思われるため、不要とすべきと考える。

取締役会議事録及び株主総会議事録並びに全ての金融機関取引状況表、その他借入に係る 取引状況表は、決算報告時に把握すれば十分と思われるため、これらの資料の提出は決算時の みとすべきと考える。

各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面(通帳等)及び全ての金融機関取引状況表、その他借入に係る取引状況表については、いずれも月次の合計残高 試算表及び決算報告時に確認されていることであり、徴求不要と考える。

月次の合計残高試算表及び月次資金繰表(予算と実績)、予算と実績の差異に関する報告書及び各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面(通帳等)については、黒字出資先であるならば、報告頻度を3か月に1度程度とすることとして、簡素化を図ってもよいのではないかと考える。

また、月次の取締役会議事録については、実際の取締役会は定例議題で、議事録は簡素なものとなることが多い。これを毎月提出することは煩雑なので、出資先の業績によって、複数月まとめて提出することとしてもよいのではないかと考える。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 4-(3)-(9) 月次モニタリング報告の報告資料、徴求頻度等

開示情報/報告内容	徵求頻度/提出期限
月次の合計残高試算表及び月次資金繰表(予算と実績)	当月末より1月以内
予算と実績の差異に関する報告書	
各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高	
が記載された書面(通帳等)	
全ての金融機関取引状況表、その他借入に係る取引状況表	サブファンドが請求した日より 1
(注 2)	か月以内(注2)
年度決算に関する事業報告、貸借対照表、損益計算書、附	各期末より3月以内
属明細書、税務申告書、株主資本等変動計算書	
取締役会議事録及び株主総会議事録、並びにこれらに準じ	開催から1月以内
る出資先の経営に関する重要な会議体の議事録の写し	
登記事項に変更があった場合の最新の現在事項証明書	法務局への申請から1月以内

- (注)1 当省の調査結果に基づき作成した。
 - 2 当該資料については、後述のとおり、当初は、「四半期毎の全ての金融機関取引状況表、その他借入に係る取引状況表」を四半期毎に徴求していたが、平成28年5月に徴求頻度及び報告資料を本表のとおり変更している。
 - 3 報告資料、徴求頻度等は平成30年1月時点のものである。

c A-FIVE の意見

A-FIVE では、A-FIVE 出資事業者が確実に利益を確保し、今後とも継続的に事業を継続していくことを目的とするハンズオン支援を実施する上で、その基礎となるモニタリングの適切な実施は重要であるとしており、職員46名(平成30年1月時点(取締役及び監査役を含む。))のうち、9名の職員がモニタリング業務に従事している。

A-FIVE では、月次モニタリング報告に関して、現在報告を求めている内容は、LPとして出資先の経営状況を確認する上で最低限必要となるものを求めているとしている。本来、出資先の経営状況のチェックは GP が行う業務であるが、その習熟度等に応じて、A-FIVE がモニタリングの支援・サポートをする場合もあるとしている。

また、月次モニタリング報告の頻度を減らした場合、A-FIVE が把握していない期間に、重大な経営に関する事象が起きた場合の責任の所在が問題となるが、現状は必ずしも全ての GP が出資先の経営状況をチェックしている体制となっていないとしている。

さらに、当省が実地調査したサブファンドから把握した提出不要等ではないかとしている具体的な資料(図表 4-(3)-®)の必要性については、図表 4-(3)-②のとおりとしており、「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面(通帳等)」等は、サブファンドでは他の資料で確認できるため提出不要と主張しているが、当該資料は資金管理の原点となるものであり、今後も必要に応じて徴求するべきものであるとしている。

一方、「月次の合計残高試算表及び月次資金繰表(予算と実績)」及び「予

算と実績の差異に関する報告書」については、将来的に A-FIVE 出資事業者の経営基盤が強化されれば、報告頻度の緩和の余地等は当然考えられるとしており、「全ての金融機関取引状況表、その他借入に係る取引状況表」は、サブファンドの意見も踏まえ既に簡素化しているものもあるとしている。

図表 4-(3)-② サブファンドから負担軽減の意見があった月次モニタリング報告資料に対する A-FIVE の意見

① 月次の合計残高試算表及び月次資金繰表 (予算と実績) 及び予算と実績の差異に関する報告書 A-FIVE 出資事業者は、制度上、新会社を設立した事業者がほとんどで、事業経営に不慣れな 農業者が主体となっているケースが多い。そのため、出資を受けることにより内部管理体制を 構築し、企業の管理体制・内部統制を盤石にするよう、助言・指導することも A-FIVE の役割で あると認識している。そうした観点から、収支や予算と実績の差異、資金繰りの状況を関連付け て把握し、それらを基にした A-FIVE 出資事業者が経営判断を行うことを求めていくことは、外 部に株式保有者を伴った形での企業経営の根幹であり、これらの資料作成については月次で作成すべきものであるという認識である。

なお、将来的にそうした企業の管理体制・内部統制が整備され、A-FIVE 出資事業者自らが月次で取り組み、経営が安定化しており十分な利益が確認できる場合には、当該資料の徴求頻度の緩和は当然考えられるところである。

② 各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面(通帳等)及び全ての金融機関取引状況表、その他借入に係る取引状況表

各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面(通帳等)は、資金 管理の原点となるものであり、原則として毎月徴求している。

全ての金融機関取引状況表、その他借入に係る取引状況表は、資金調達・資金繰状況等を把握するため徴求しているものである。また、A-FIVE 出資事業者の借入金については、月次の合計残高試算表に記載されているところであるが、総額のみの記載であり、借入を行っている全ての金融機関の状況を把握する必要がある場合には提出を求めているところであり、サブファンドは、出資者として、A-FIVE 出資事業者における他の金融機関を含めた借入の状況を把握しておくべきと考える。また、徴求頻度については、サブファンドからの意見を踏まえ、平成28年5月から「四半期末より1か月以内」から「サブファンドが請求した日より1か月以内」に徴求頻度を緩和している。

各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面(通帳等)と全ての金融機関取引状況表、その他借入に係る取引状況表を基に、各月末の実際の預金残高の状況等を確認・突合することにより、経営状況等を確認している。

③ 取締役会議事録

①と同様に、企業の最高意思決定機関である取締役会を毎月開催し、その議事録を作成し、保管することは企業の管理体制・内部統制の基本であると考えている。

- (注)1 当省の調査結果に基づき作成した。
 - 2 下線は当省が付した。

d A-FIVE に係る収益性の確保等に関する指摘

A-FIVE を含む官民ファンドについては、平成30年11月9日に開かれた財務省の財政制度等審議会(財政投融資分科会)において、A-FIVEを含む官民ファンドの収益構造を踏まえた対応の在り方等について審議されており、その中で、A-FIVEについては、これまで出資した案件について、27年度決算から減損処理が生じており、その金額・割合ともに増加傾向であることが指摘され、収益性の確保が重要であるとの観点から、モニタリングの在り方について検証し、モニタリング時における業況判定・経営支援をより適切に行えるよう改善すること等を求められている。

e 他の出資スキームとの比較(参考)

当省では、実地調査したサブファンドからの意見を端緒に、参考として、 以下の2つのファンドについて、農林漁業成長産業化ファンドと比較を行った。

① 他の官民ファンドとの比較

前述の中小機構ファンドにおいては、各ファンドの個別の出資先に対する出資後のフォローアップは GP が対応しており、中小機構が実施するフォローアップは GP に対して実施している。また、具体的には、i) GP から半期ごとに送付される各ファンドの財務諸表等(賃借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書)を受領すること、ii) GP から投資先企業の概要、投資額、投資先企業に対するハンズオン支援の内容等に関し、報告・通知を受けることとなっている。

上記に加え、中小機構は投資委員会へのオブザーバー参加、出資先ファンドの事業報告書(注1)及び投資報告書(注2)の受領並びに組合員集会(注3)への出席を通じて直接的なフォローアップを実施している。

- (注 1) 投資先事業者等の事業年度ごとの収支、雇用及びその他経営状況を示す資料並びに金融 商品取引法(昭和23年法律第25号)第42条の7第1項に規定する運用報告書
- (注 2) GP が投資を行った当該投資先企業の概要、投資額等を記載した資料
- (注 3) サブファンドの運用状況、投資先事業者等の事業概況、ハンズオン支援の状況等について報告する。中小機構はLPとしてGPに対しそれらにつき意見を述べる。

② 農業法人に出資を行うファンドとの比較

株式会社日本政策金融公庫では、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)に基づき、農業法人の株式等の取得及び経営指導等を行う事業(農業法人投資育成事業)を行う投資主体(以下「政策金融公庫ファンド」という。)に対する出資を行っている。民間金融機関等は、株式会社又は投資事業有限責任組合を設立して、農業法人投資育成事業に関する計画について農林水産大臣の承認を受けることにより、株式会社日本政策金融公庫の出資を受け農業法人への出

資が可能となっており、農林漁業成長産業化ファンドと出資対象が一部 重複している状況にある。

実地調査した 18 サブファンドの中には、LP である地域金融機関等が政策金融公庫ファンドにも出資しているサブファンドもある。これらのサブファンドからは、図表 4-(3)-②のとおり、月次モニタリング報告に係る事務の負担に関して、農林漁業成長産業化ファンドと政策金融公庫ファンドの出資とを比較した場合、前者の方が報告事項が多いため、A-FIVE 出資事業者及びサブファンドにおける負担が大きく(注)、当該負担の大きさが、出資案件組成の阻害要因となっているとの意見が示されている。

(注) 農林漁業成長産業化ファンドでは、サブファンドと A-FIVE 出資事業者の間で交わされる「投資契約書」のひな形を A-FIVE が示すことにより、月次モニタリング報告の報告資料が一律化されている。一方、政策金融公庫ファンドにおいては、サブファンドの GP が出資先の状況に応じて、月次モニタリング報告資料を定めており、株式会社日本政策金融公庫は、LPとして徴求が必要と考える資料について、意見を出すことにとどまるとしている。

なお、当省が政策金融公庫ファンドに対して出資している地域金融機関等を LP に持つサブファンド等に対して、政策金融公庫ファンドと農林漁業成長産業化ファンドの月次モニタリング報告資料の違いを確認したところ、複数のサブファンドにおいて、以下のような差異がみられた。

- ① 徴求しない資料
 - i) 「予算と実績の差異に関する報告書」
 - ii) 「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面(通帳等)」
- ② 徴求頻度が異なる資料(農林漁業成長産業化ファンドでは定期的に徴求しているが、政策金融公庫ファンドにおいては、必要に応じて GP が徴求するもの。)
 - i) 「月次の合計残高試算表及び月次資金繰表(予算と実績)」
 - ii) 「取締役会議事録及び株主総会議事録、並びにこれらに準じる出資先の経営に関する重要な会議体の議事録の写し」

図表 4-(3)-② 政策金融公庫ファンドと比較して、月次モニタリング報告の負担感 を訴えるサブファンドの意見

農林漁業成長産業化ファンドによる出資の場合、i)A-FIVE 出資事業者からサブファンドへの月次モニタリング報告、ii)当該報告を受けたサブファンドから A-FIVE への報告が義務付けられているが、それらの内容は月次の合計残高試算表及び月次資金繰表(予算と実績)、予算と実績の差異に関する報告書、各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面(通帳等)、取締役会議事録等と多岐にわたっている。A-FIVE 出資事業者の中には、報告書類の作成がうまくできず、サブファンドが毎月、作成指導を行う必要があるなど、A-FIVE 出資事業者、サブファンド双方にとって負担感が大きくなっている。

A-FIVE 出資事業者からサブファンドへの報告事項は、サブファンドから A-FIVE への必須報告事項が多様となっていることから、通常の出資の場合に比べ、報告事項が多くなりがちな状況となっている。このため、A-FIVE 出資事業者の経営状況を把握するために真に必要な事項を精査する必要がある。

一方、政策金融公庫ファンドによる出資の場合、出資先から政策金融公庫ファンドへの報告 事項は、農林漁業成長産業化ファンドと比べると少なく、政策金融公庫ファンド出資先に係る 負担は、農林漁業成長産業化ファンド出資先に係る負担と比較して著しく軽いものとなって いる。

このように、事務手続に係る負担の大きさが、出資を難しくしている要因の一つであると考

えられる。

月次モニタリング報告について、政策金融公庫ファンドと比較して、農林漁業成長産業化ファンドは提出資料が多く煩雑であり負担感が大きい。月次モニタリング報告については、A-FIVE 出資事業者から資料等を取り寄せる事務管理の負担軽減のために、3か月に1回にする必要がある。

- (注)1 当省の調査結果に基づき作成した。
 - 2 下線は当省が付した。

カ A-FIVE 出資事業者における効果の発現状況の把握結果

A-FIVE では、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、個別の出資案件及び農林漁業成長産業化ファンド全体について、運用目標や政策目的の達成状況について事後検証可能な指標(KPI)を設定し、これらの進捗状況等を把握している。この KPI の進捗状況、当省のアンケート調査結果及び当省の実地調査結果により、A-FIVE 出資事業者における効果の発現状況をみると、以下のとおりである。

(7) 売上高及び雇用の達成状況

今回、A-FIVE 法の目的に照らし、A-FIVE 出資事業者の売上高及び農山漁村の雇用拡大に対する効果の発現状況に着目し、個別案件の KPI(注 1)として設定されている「A-FIVE 出資事業者の売上高増加」及び「A-FIVE 出資事業者の雇用拡大」に関する KPI の進捗状況を確認したところ、次のとおりである。

- ① A-FIVE 出資事業者の売上高増加状況について、増加割合(「売上げが事業計画どおり、あるいは上回って増加」及び「事業計画どおりではないが、増加」の計)をみると図表 4-(3)-②のとおり、全ての年度で 90%以上となっている。よって、評価対象事業者(注2)の多くは売上高が増加傾向にあるといえる。
- ② A-FIVE 出資事業者の雇用拡大状況について、増加割合(「雇用が事業計画どおり、あるいは上回って増加」及び「事業計画どおりではないが、増加」の計)をみると、図表 4-(3)-②のとおり、平成 26 年度が 100% (28/28 事業者) であったのに対し、28 年度は 92.4% (85/92 事業者) と微減している。しかし、評価対象事業者の多くは雇用者数が増加傾向にあるといえる。
 - (注 1) 個別案件の KPI は、収益性に係る KPI として、個別事業者の投資倍率、政策性に係る KPI として、i)事業者の売上高増加、ii)事業者の雇用拡大、iii)原材料における国産使用比率、iv)出資実行による投資誘発効果を設定している。
 - (注2) 各評価年度(4月~翌3月末)に決算を行ったA-FIVE出資事業者をいう。

図表 4-(3)-② A-FIVE における KPI の達成状況の推移 (A-FIVE 出資事業者の売上 高増加)

(単位:事業者、%)

区分	平成 26 年度	27 年度	28 年度	
評価対象事業者	28	65	92	
売上高が事業計画どおり、 17		35	44	
あるいは上回って増加	(60.7)	(53. 8)	(47.8)	
売上高が事業計画どおりで	10	27	41	
はないが、増加	(35. 7)	(41. 5)	(44. 6)	
現状維持	1	2	1	
	(3.6)	(3.1)	(1. 1)	
減少	0	1	6	
	(0)	(1.5)	(6.5)	

- (注)1 A-FIVEの資料に基づき、当省が作成した。
 - 2 ()は、評価対象事業者に占める割合を示す。
 - 3 四捨五入により、各区分の合計と内訳が必ずしも一致しない場合がある。

図表 4-(3)-② A-FIVE における KPI の達成状況の推移 (A-FIVE 出資事業者の雇用拡大)

(単位:事業者、%)

区分	平成 26 年度	27 年度	28 年度
評価対象事業者	28	65	92
雇用が事業計画どおり、あ	20	46	61
るいは上回って増加	(71. 4)	(70.8)	(66. 3)
事業計画どおりではない	8	15	24
が、増加	(28.6)	(23. 1)	(26. 1)
現状維持	0	3	3
	(0)	(4.6)	(3.3)
減少	0	1	4
	(0)	(1.5)	(4.3)

- (注)1 A-FIVEの資料に基づき、当省が作成した。
 - 2 ()は、評価対象事業者に占める割合を示す。

(イ) 利益の状況

図表 4-(1)-5のとおり、当省のアンケート調査結果では、A-FIVE 出資事業者の直近 5 年間の利益の傾向は 70.6% (24/34 事業者) で利益が出ていないとしている。

また、実地調査した A-FIVE 出資事業者 16 事業者についても、図表 4-(3)-②のとおり、11 事業者(68.8%)で利益が出ておらず、アンケート調査結果と おおむね符合した状況となっている。

図表 4-(3)-② 実地調査した A-FIVE 出資事業者の合弁事業体設立当初から現在までの6次産業化事業の利益発生の状況

(単位:事業者、%)

区分	総数	利益が出ている	利益が出ていな い	無回答
事業者数	16	3	11	2
(割合)	(100)	(18.8)	(68. 8)	(12.5)

- (注)1 当省の調査結果に基づき作成した。
 - 2 ()は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。
 - 3 四捨五入により、各区分の合計と内訳が必ずしも一致しない場合がある。

直近5年間で6次産業化事業による「利益が出ていない」とするA-FIVE出 資事業者11事業者における、その理由をみると、以下のとおりである(複数 回答)。

- ① 「天候不順・原料不足等による生産の遅れ」とするもの(4事業者)
- ② 「競合店との競合や販路開拓が想定どおりにいかないこと等による売上 高不足」とするもの(3事業者)
- ③ 「製造・販売コストが想定よりかさんだため」とするもの(3事業者)
- ④ 「設備投資等の初期費用が回収できていないため」とするもの(3事業者)
- ⑤ 「事業計画を大幅に変更したため」とするもの(1事業者)

このように A-FIVE 出資事業者が、利益が出ていない理由は様々であるが、調査時点においては、いずれの A-FIVE 出資事業者も会社設立から 5 年以内であり(注)、図表 4-(3)-⑤のとおり、初期投資及びその回収に伴う負担が赤字の主な要因であることから、今後、赤字解消が見込まれる等の意見が示されている。

(注) 調査時点における会社設立からの年数は、当省のアンケート調査の対象とした A-FIVE 出資事業者は最長 4 年、平均 2.4 年、当省の実地調査の対象とした A-FIVE 出資事業者は最長 4 年、平均 2.5 年である。

図表4-(3)-② 利益が出ていない理由(実地調査結果)

現在は初期投資段階であり、総合化事業計画や出資決定前の損益計画においても、営業利益や当期純利益の発生は5期目(平成32年9月期)以降、累積繰越損失の解消は7期目(34年9月期)以降を見込んでいる。

現在事業開始から2年半であり、設備投資、減価償却等の初期投資費用の回収が未了のため、まだ利益は出ていない。計画上の回収期間は3年間を予定している。

事業計画上は1年目から黒字になるものとして計画を立てる。一方、新規事業を行う場合、当初数年はどうしても赤字になるものであるが、3年目の平成28年度から営業収益が黒字になっている。その意味で、事業計画からみると、計画どおりではないものの、通常の企業の経営感覚からいえば、順調に推移していると考えている。

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。